

香川県立医療短期大学条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第42号

香川県立医療短期大学条例を廃止する条例

香川県立医療短期大学条例（平成10年香川県条例第36号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)・(2) 略				(1)・(2) 略			
				(3) 香川県立医療短期大学	授業料		
					学生	1年度	39万円
					研究生	1月	29,700円
					科目等履修生	1単位	14,800円
					特別聴講学生	1単位	14,800円
					聴講生	1単位	14,800円
(3)~(37) 略				(4)~(38) 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1~237 略				1~237 略			
238 香川県立保健医療大学証明手数料	学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生又は旧香川	1件	400円	238 香川県立保健医療大学証明手数料	学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生又は聴講生であった者に係	1件	400円

	<u>県立医療短期大学の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生若しくは旧香川県臨床検査専門学校若しくは旧香川県看護専門学校の学生であつた者に係るもの</u>		
239から241まで 削除			
242～597 略			

	るもの		
239 香川県立医療短期大学入学 選考手数料	<u>学生</u> <u>研究生</u> <u>科目等履修生</u>	<u>1件</u> <u>1件</u> <u>1件</u>	<u>18,000円</u> <u>9,800円</u> <u>9,800円</u>
240 香川県立医療短期大学入学 金	<u>学生</u> <u>県内者</u> <u>その他の者</u> <u>研究生</u> <u>科目等履修生</u>	<u>1件</u> <u>1件</u> <u>1件</u> <u>1件</u>	<u>84,600円</u> <u>169,200円</u> <u>84,600円</u> <u>28,200円</u>
241 香川県立医療短期大学証明 手数料	<u>学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは聴講生又は旧香川県臨床検査専門学校若しくは旧香川県看護専門学校の学生であつた者に係るもの</u>	<u>1件</u>	<u>400円</u>
242～597 略			